

令和5年度コミュニティ助成事業の募集について

コミュニティ助成事業とは、(一財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備などに対して助成を行うものです(この助成制度は市が実施するものではありません)。

助成事業および対象 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに実施し、完了する次の事業を助成します。

助成事業	対象	
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品を除く)の整備に関する事業	市が認めるコミュニティ組織(自治会を含む)
コミュニティセンター助成事業	集会施設の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備に関する事業	市が認めるコミュニティ組織(自治会を含む)
地域防災組織育成助成事業	地域の防災活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品を除く)の整備に関する事業	市が認める自主防災組織
青少年健全育成助成事業	スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業およびその他コミュニティ活動のイベントに関する事業など、主に親子で参加するソフト事業	市が認めるコミュニティ組織(自治会を含む)
地域づくり助成事業	地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業	実行委員会等
地域国際化推進助成事業	地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業	市が認めるコミュニティ国際交流組織

助成条件:次のすべてを満たしていること

- ▷宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できる事業
- ▷国の補助金を受けていない事業
- ▷原則として、短期間に消費もしくは破損するような施設または設備などの整備でない事業

申請書等提出期限 9月30日(金)(必着)

※申請方法など詳しくは、(一財)自治総合センターホームページ(URL <https://www.jichi-sogo.jp/>)をご覧ください。地域まちづくりグループへお問い合わせください。

問合せ まちづくり協働課地域まちづくりグループ (☎84-5007)

行政からのお知らせや地域のイベント情報などを放送!



ご覧ください!

行政情報番組

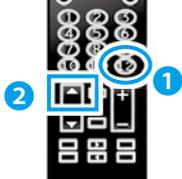
「マイタウンかめやま」

放送時間 午前6時～深夜0時(30分番組を繰り返し放送)

番組更新日 毎週金曜日

チャンネル番号 123ch(ZTV コミュニティチャンネル)

番組の視聴方法 ～テレビのリモコン操作方法～



① 「12」のボタンを押す

② 「選局ボタン」を1つ進める

※選局番号(3桁入力)を「123」に合わせる、または電子番組表から選択しても番組を視聴できます。(テレビの機種によって対応していない場合あり)

視聴はケーブルテレビへの加入が必要です。
 広報秘書課広報グループ(☎84-5021)では、放送を録画したDVDの貸出も行っています。

9月16日(金)～22日(木)

- ウイークリーかめやま
- かめやま情報BOX
「亀山プレミアム付デジタル商品券『TAKERU』『たちばな』」
- エンドコーナー
「昼生保育園②」

9月23日(金・祝)～29日(木)

(番組枠を60分に拡大して放送)

- ウイークリーかめやま
ダイジェスト(7月～9月分)

※午前6時から深夜0時まで、番組(文字情報を含む)を繰り返し放送しています。なお、放送内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

考えてみよう!

共生



人権

男女共同参画

多文化共生

文化課 人権・ダイバーシティグループ (☎96-1224)

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されました

三重県は、令和4年5月19日に、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を公布・施行しました。

「人権が尊重される社会」は、すべての人に公平な機会と自立した生活が保障され、さまざまな文化や多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会です。差別やいじめ、人権問題は、「誰か」の問題ではなく、私たち自身の問題です。人権について正しく理解し、相手の気持ちを考えて行動しましょう。

「不当な差別をはじめとする人権問題」って？

- 例えば、次のような人権問題が挙げられます。
- いじめや児童虐待などの子どもの人権
 - 賃金や管理職登用における男女間の格差、配偶者からの暴力などの女性の人権
 - 障がいや外国人を理由とする差別、ヘイトスピーチ
 - 高齢者への虐待
 - 同和問題(部落差別)
 - インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害
 - 災害時の避難所でのプライバシーや風評被害
 - 新型コロナウイルス等の感染症に対する偏見
 - 性的マイノリティに対する無関心や誤った認識による偏見や差別



困ったときの相談窓口

条例では、差別に関する相談を受けた場合には、県と市町が連携して、調査や助言を行うことが定められています。

皆さんの周りに、または自身が、不当な差別を受けていたり一人で悩みを抱え込んでいたりすることはありませんか？

市では、さまざまな相談窓口を設置しています。人権に関すること、お子さんのこと、高齢者や障がい者に関することなどの相談窓口があります。詳しくは、市ホームページおよび広報かめやまをご覧ください。

また、法務省も人権相談等の相談窓口 ([URLhttps://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)) を開設しています。お気軽にご相談ください。



※当事者間のトラブルについては、市は一切関与しません。

全国一斉 司法書士による 手続支援のための養育費相談会

養育費に関する電話相談会を開催します。養育費でお悩みの人、ぜひご相談ください。秘密は厳守します。

とき 9月25日(日)
午前10時～午後4時

相談日当日の専用ダイヤル
☎0120-567-301

相談料 無料
※事前の申し込みは不要
問合先 三重県青年司法書士協議会
(水谷 ☎059-364-3631)

足場の組立て等作業主任者技能講習 受講者の募集

足場の組み立て作業の指揮監督者を養成するための技能講習を開催します。

とき 10月22日(土)、23日(日)
1日目:午前8時～午後4時30分
2日目:午前8時～午後4時10分
※2日間の受講が必要です。

ところ 亀山建労会館2階 (栄町1488-69)
対象者 18歳以上で、足場の組み立てや解体などの作業に3年以上従事した人
※平成29年7月以降の経験は、特別教育の受講確認が必要です。
定員 30人(先着順)
受講料 9,500円(テキスト代含む)
申込期限 10月7日(金)
申込方法 三重建設安全センターへ電話または直接お申し込みください。
問合先 三重建設安全センター (三重県建設労働組合亀山支部内) ☎83-2500